

証券取引委員会の前で
アメリカ合衆国による

1934 年証券取引法
公開番号 68321 / November 29, 2012

行政訴訟手続き
ファイル番号 3-15111

被上訴人
China Wesen Recycling Technology, Inc.,
Chopin Venture Group, Inc.,
Cogito Media Group, Inc.,
Crescendo Acquisition Corp.,
Crosswave Communications, Inc.,
Crown International, Inc., and
Crysler Corp.,

に関する件

1934 年証券取引法第 12(j)条に基づく
行政訴訟手続きと聴取通告の実施命令

I.

証券取引委員会（以下、「委員会」）は投資者保護のために、1934 年証券取引法（以下、「取引法」）第 12(j) 節に基づき、China Wesen Recycling Technology, Inc., Chopin Venture Group, Inc., Cogito Media Group, Inc., Crescendo Acquisition Corp., Crosswave Communications, Inc., Crown International, Inc. 及び Crysler Corp. に対して行政訴訟手続きがこれによって実施されることが必要、かつ適切であるとみなす。

II.

施行部は審査の後、下記の如く申し立てる：

A. 被上訴人

1. China Wesen Recycling Technology, Inc. (CIK No.1421524) は、デラウェア州で登録され、中国の広州に存在する会社で、「取引法」第 12 (g) 節による種類の株式が登録されている。China Wesen Recycling Technology, Inc. は 2010 年 9 月 30 日を最終日とする期間の報告 10-Q を提出した後、定期報告を一切せず、委員会への定期報告不履行である。

最後の定期報告には、それまでの9ヶ月間に正味26,000ドル以上の損失があったと報告されている。

2. **Chopin Venture Group, Inc. (CIK No.1140296)** は米国ネバダ州で登録され、カナダのブリティッシュコロンビア州、アボッツフォードに存在する会社で、

「取引法」第12(g)節による種類の株式が登録されている。**Chopin Venture Group, Inc.** は2002年6月30日を最終日とする期間の報告10-Qを提出した後、定期報告を一切せず、「委員会」への定期報告不履行である。最後の定期報告には、それまでの6ヶ月間に正味17,000ドル以上の損失があったと報告されている。

3. **Cogito Media Group, Inc. (CIK No.1420836)** は米国コロラド州で登録され、カナダのケベック州モントリオールに存在する会社で、「取引法」第12(g)節による種類の株式が登録されている。**Cogito Media Group, Inc.** は2010年11月30日を最終日とする期間の報告10-Qを提出した後、定期報告を一切せず、「委員会」への定期報告不履行である。最後の定期報告には、それまでの9ヶ月間に正味1,950万ドル以上の損失があったと報告されている

4. **Crescendo Acquisition Corp. (CIK No.1289813)** は米国デラウェア州での登録無効で、リヒテンシュタイン公国に存在する会社で、「取引法」第12(g)節による種類の株式が登録されている。**Crescendo Acquisition Corp.** は2005年12月31日を最終日とする期間の報告10-KSBを提出した後、定期報告を一切せず、「委員会」への定期報告不履行である。最後の定期報告には、それまでの1年間に正味11,000ドル以上の損失があったと報告されている。

5. **Crosswave Communications, Inc. (CIK No.1119174)** は日本で登録され、日本の東京に存在する会社で、「取引法」第12(g)節による種類の株式が登録されている。**Crosswave Communications, Inc.** は2001年3月31日を最終日とする期間の報告20-F/Aを提出した後、定期報告を一切せず、「委員会」への定期報告不履行である。最後の定期報告には、それまでの1年間に正味1億ドル以上の損失があったと報告されている。

6. **Crown International, Inc. (CIK No.1125782)** は米国フロリダ州での登録解消の、カナダのオタワ州、トロントに存在する会社で、「取引法」第12(g)節による種類の株式が登録されている。**Crown International, Inc.** は2004年12月31日を最終日とする期間の報告10-QSBを提出した後、定期報告を一切せず、「委員会」への定期報告不履行である。最後の定期報告には、それまでの9ヶ月間に正味470,000ドル以上の損失があったと報告されている。

7. **Crysler Corp. (CIK No. 1172375)** 米国ネバダ州での登録無効の、カナダのアルバータ州、カルガリーに存在する会社で、「取引法」第12(g)節による種類の株式が登録されている。**Crysler Corp.** は2002年9月30日を最終日とする期間の報告10-QSBを提出した後、定期報告を一切せず、「委員会」への定期報告不履行である。最後の定期報告には、それまでの9ヶ月間に正味811ドルの損失があったと報告されている。

B. 定期報告の不履行

8. 上に述べられた詳細にあるように、全ての上訴人は「委員会」への定期報告不履行で、期日までの定期報告提出義務を再三にわたり怠り、会社財政部から送られた定期報告義務遵守の要求文書に留意しないか、あるいは、「委員会」規則によって要求されている、会社の現住所の「委員会」への届け出を怠ったために、そのような文書を受け取っていない。

9. 「取引法」第 13(a) 節とそれの下に公布されている規則によれば、「取引法」第 12 節に基づいて登録されている株式の発行者は、定期報告によって最新で正確な情報を委員会に提出することが要求されている。それは、たとえ株式の登録が「取引法」第 12(g) 節に基づいて自主的になされている場合でもである。

10. 前述の状況の結果、被上訴人達は「取引法」第 13 (a) 節とそれの下の規則 13a-1, 及び 13a-13 の遵守不履行である。

III.

施行部の申し立てを考慮し、「委員会」は投資者保護のために公開行政訴訟手続が行われ、次のことが確定されることが必要、かつ適切であるとみなす：

A. この中のセクション II にある申し立てが真実であるか否か、そしてそれに関連して、被上訴人達にそれらの申し立てに対して答弁の機会を与えるかどうか、及び、

B. この中のセクション II に特定された被上訴人達、および、「取引法」規則 12b-2 あるいは 12g-3 による相続人、および被上訴人の新しい名称の会社によって「取引法」第 12 節に基づいて行われた各種類の株式登録を 12 ヶ月以下停止するか、あるいは無効にすることは投資者の保護のために必要かつ適切であるかどうか。

IV.

これから決められる時期・場所で、「委員会」の施行規則の規則 110[17C.F.R. § 201.110]の規定にもとづいて、別の命令によって指名される行政法裁判官の前で、この中のセクション III に説明された疑問に関する証人調査を目的とする公開聴聞会の開催を、ここに命令する。

「委員会」の施行規則の規則 220(b) [17C.F.R. § 201.220(b)]の規定にもとづいて、被上訴人は、この「命令」が通告されてから 10 日以内に、この「命令」にある申し立てに対する回答を提出することを、加えて命令する。

被上訴人、および「取引法」規則 12b-2 あるいは 12g-3 による相続人、および被上訴人の新しい名称の会社が、指定されたような回答の提出を怠ったり、適切なる通告を受け

ても聴聞会に出頭することを怠った場合は、義務不履行とみなされ、この「命令」を考慮の上この訴訟は被上訴人に不利なものであり、「委員会」の施行規則の規則 155 (a), 220(f), 221(f) および 310 [17C.F.R. § § 201.155(a), 201.220(f), 201.221(f) および 201.310]の規定にもとづいて、この「命令」にある申し立ては真実であるとみなされるかもしれない。

この「命令」は被上訴人達に、直接的に、あるいは受け取り証明付き郵便、あるいは書留郵便、あるいは速達郵便、あるいは「委員会」の施行規則で許されているその他の方法で送達される。

さらに、「委員会」の施行規則の規則 360(a)(2) [17C.F.R. § 201.360(a)(2)]の規定にもとづいて、「命令」の通達から 120 日以内に行政法裁判官によって、原判決が下されることを**命令する**。

規則のしかるべき適用免除が無い限り、この訴訟や、この訴訟に事実上関係あるいかなる審査あるいは訴訟の仕事に関与する「委員会」の係官や公務員も、通達にもとづく証人として、または弁護人しての場合を除いては、この件の判決に参加したり、助言することは許されない。

この訴訟は、行政訴訟法第 551 節の意味するところの、いわゆる規則作りではないので、「委員会」による最終措置の発効期日を延期する第 553 節の対象とはみなされない。

「委員会」による

エリザベス M. マーフィー
長官